

発行日 2026年3月1日

## 隣組回覧



# 「よろずなんでも相談所」開設のご案内

～毎日の暮らしの中でお悩みはありませんか？～

「いじめ・体罰」などに関する問題、家庭内における様々な問題、プライバシーに関する問題などの心配ごとに、人権擁護委員が丁寧に相談に応じます。

お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

**日時 2026年3月17日（火）**

**午前10時～正午**

**※事前の予約が必要です**

**場所 須坂市人権交流センター**

問合せ先

人権に関する総合相談窓口

須坂市人権交流センター

電話

026-245-0909

●他市町村の特設相談所でも相談ができます。

日程	相談時間	開催場所
4日（水）	午後1時30分～3時30分	小布施町 北斎ホール

★下記のとおり電話での法務局相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

みんなの人権 110 番

0570-003-110

こどもの人権 110 番（通話料無料） 0120-007-110

月～金（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

長野人権擁護委員協議会、長野・飯山地域人権啓発活動ネットワーク協議会



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

須坂市人権交流センターに「総合相談窓口」を開設しています。

月～金 午前9時～午後5時（ただし 年末年始及び祝祭日は除く）

電話 026-245-0909

裏面の人権啓発コーナーをご覧ください。

# しょう 障がいのある人の暮らしにくさ

## しょう 障がいのある人の現状は

しんたいしょう ちてきしょう はったつしょう ふく せいしんしょう  
 身体障がい、知的障がい、発達障がいを含めた精神障がい、  
 た ところ からだ きのう しょう ひと  
 その他の心や体の機能に障がいがある人にとって、  
 しゃかいてきしょうへき しゃかい かべ く い しょうたい しょう  
 社会的障壁（社会の壁）などにより、暮らしにくい、生きにくい状態が生じています。

## しょう 障がいは特別なものではない

だれ け が びょうき ところ からだ ふじゆう  
 誰でも怪我や病気により、心や体のどこかが不自由になるかもしれません。  
 しょう だれ しょう みじか  
 障がいは誰にでも生じうる身近なものです。

## しゃかいてきしょうへき しゃかい かべ 社会的障壁（社会の壁）とは

わたし しゃかい なか しょう ひと く  
 私たちの社会の中にある、障がいのある人を暮らしにくくしたり、  
 い  
 生きにくくしたりしているすべてのものを  
 「社会的障壁」（社会の壁）といいます。

しゃかいてきしょうへき つぎ  
 社会的障壁には、次のようなものがあります。



### もの こと 物事

どうろ だんさ など  
 道路の段差 など

### かん こう 慣行

しょう ひと ぞんざい  
 障がいのある人の存在を  
 こうりよ しょうかん ぶんか など  
 考慮しない習慣や文化 など

### せい ど 制度

しょう ひと くべつ  
 障がいのある人を区別する  
 しかく ゆんきよ しく など  
 資格や免許の仕組み など

### かん ねん 観念

しょう ひと たい  
 障がいのある人に対する  
 へんけん ごかい など  
 偏見、誤解 など

★その人によって、社会的障壁の感じ方、捉え方は違います。